

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2023年 冬号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

社会保険の被保険者の適用拡大

以前にもお知らせしましたとおり、**短時間労働者**への社会保険の適用が、**来年（2024年）10月から被保険者数が51人以上の事業所に拡大**されます。適用拡大の対象者は、以下の①～④すべての条件を満たす人です。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない

労働条件明示のルール変更

来年4月から、「労働基準法施行規則」と「**有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準**」の改正に伴い、労働条件明示のルールが**変更**されます。

まず、①**すべての労働契約の締結時**と**有期労働契約の更新時に、就業の場所と業務の内容の変更の範囲の明示**が必要となります。

従来は労働条件通知書に**雇入れ直後**の就業の場所と業務の内容を記載していれば足りたところ、4月以降に契約を締結・更新する際は、**将来の変更の範囲**も明示することになります。なお、既に雇用されている無期契約の労働者に対しては、新ルールに対応する明示を改めて行う必要はありませんが、労働条件に関する理解を深めるため、明示を行うことは望ましい取組です。

次に、②**有期労働契約の締結時と更新時には、更新上限の有無と内容**（通算契約期間または更新回数の上限）の明示が必要となります。

更に、**無期転換申込権が発生する有期労働契約**の更新時には、③**無期転換を申し込むことができる旨**の明示と**無期転換後の労働条件**の明示が必要となります。

労働条件通知書の記載例や詳細については、下記をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>

新ルールの適用にあたってのQ&Aも公表されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156119.pdf>

求職者への労働条件明示事項の追加

労働条件明示のルール変更に関連して、「**職業安定法施行規則**」が改正され、来年4月からは**求職者に対して**も①**従事すべき業務の変更の範囲**、②**就業場所の変更の範囲**、③**有期労働契約を更新する場合の基準の明示**が必要となります。求人の際に、ご注意ください。

公共職業訓練の講師を務めています

柏本が3か月間の総務・経理実務科で社会保険実務と給与計算について、講師を務めています。講義の内容は、労働・社会保険の実務に関する知識や給与・賞与計算の実務です。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

【年末年始等休業のお知らせ】

12月22日（金）は臨時休業

**12月28日午後～1月5日午前まで
年末年始休業とさせていただきます。**

よろしく願い申し上げます

